

かみね 議会だより

210号

令和6年
第2回臨時会(4月)
第3回臨時会(5月)
第2回定例会(6月)

P2~3 こんなことが決まりました(主な議案)

P4 議案賛否表

P11~19 そこが聞きたい(一般質問)



佐賀県消防操法大会に向けた小型ポンプ操法訓練

議会ホームページ

こんなことが

決まりました

第2回臨時会 4議案、1人事案 可決
 第3回臨時会 2議案 可決
 第2回定例会 3議案 可決

令和6年第2回臨時会は、4月26日に開催し、4議案、1人事案を原案通り可決しました。令和6年第3回臨時会は、5月24日に開催し、2議案を原案通り可決しました。令和6年第2回定例会は6月7日から14日までの8日間の会期で開催し、3議案を原案通り可決しました。

上峰町副町長の選任について

多同意

氏名 戸高 大輔

年齢 49歳

地区 みやき町(旧三根町)

任期 令和6年5月2日から

令和10年5月1日まで

※20ページに副町長就任の挨拶



上峰町課及び室設置条例の一部を改正する条例

賛全員

こども家庭センター、保健センターの設置及びDX化に伴い条例の一部を改正するものです。

上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

賛多数

中心市街地活性化事業で整備(簡易PA)する排水に関し、本管理設工事に伴う特別会計の予算となります。

主なものを紹介します

令和6年度一般会計補正予算(第1号)

762万円

DX推進支援業務委託料 363万円

1市4町での共同調達を進めている業務について、移行がスムーズに行えるよう、CIO補佐官、CDO補佐官としての業務委託料となります。

公共用地取得支援業務委託料 399万円

鎮西山再整備に伴う用地取得予定地に係る事務手続きの支援委託業務となります。

主なものを
紹介します

令和6年度 一般会計補正予算（第2号） 3,838万円

上峰町庁舎屋外排水設備 等改修工事 1,600万円

庁舎東側及び西側の1階から3階のトイレ排水が詰まっていることに伴う改修工事の予算となります。

自主防災組織補助金 20万円

新たに設立された自主防災組織の強化及び、円滑な組織運営の支援を図るための予算となります。

主なものを
紹介します

令和6年度 一般会計補正予算（第3号） 2億9,985万円

定額減税補足 調整給付金 9,800万円

定額減税に係る調整給付事業に伴う予算となります。

住民税非課税世帯等に対する 重点支援給付金 1,925万円

令和5年度に給付金を受けとられていない方で新たに住民税非課税、住民税均等割のみ課税となる世帯に10万円を給付する事業となります。

地域通貨業務委託料

生活者支援において、低所得者支援、子育て支援、物価高騰支援の内容で地域通貨ポイント給付事業となります。

3,900万円

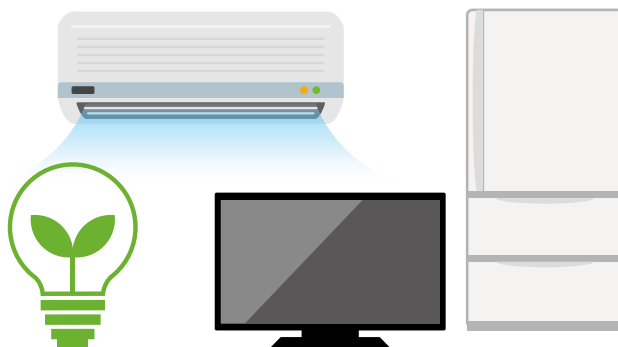
地域通貨業務委託料(省エネ家電買い替え促進事業)

省エネ家電等への買い替え促進による生活者支援事業で、地域通貨で行う事業の予算となります。

1,100万円

指定緊急避難場所整 備委託料 2,500万円

中心市街地における指定緊急避難場所の整備に係る事業となります。



令和6年 第2回・第3回臨時会・第2回定例会 議案賛否表

〈賛 否 表〉

○は賛成 ×は反対

議案番号	件 名	採決結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			蔵戸新	石橋信	江崎文男	鈴木千春	大川徹也	原直弘	吉田豊	吉富隆	寺崎太彦	大川隆城

第2回臨時会

23	専決処分の承認を求めることについて (上峰町税条例の一部を改正する条例)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
24	専決処分の承認を求めることについて (上峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
25	上峰町課及び室設置条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
26	令和6年度上峰町一般会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
27	上峰町副町長の選任について	同意	○	○	×	○	○	○	○	○	○	-

第3回臨時会

28	令和6年度上峰町一般会計補正予算(第2号)	可決	○	○	×	○	×	×	○	○	○	-
29	令和6年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	×	○	×	×	○	×	○	-

第2回定例会

30	上峰町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
31	令和6年度上峰町一般会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
32	佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

※議長は賛否の意思表示をすることはできません。採決の結果、可否同数のときは議長が裁決権を行使します。(過半数議決の場合)

お詫びと訂正

前回発行の議会だより
の一般質問のなかで訂正
すべき箇所がありました
ので、お詫びいたします。

22ページ、町長の発言部分

誤

当時はまだ業務経験の
あるところはなく、利益
を地域に還元しない株式
会社ではない地域商社の
随時契約が適切。



正

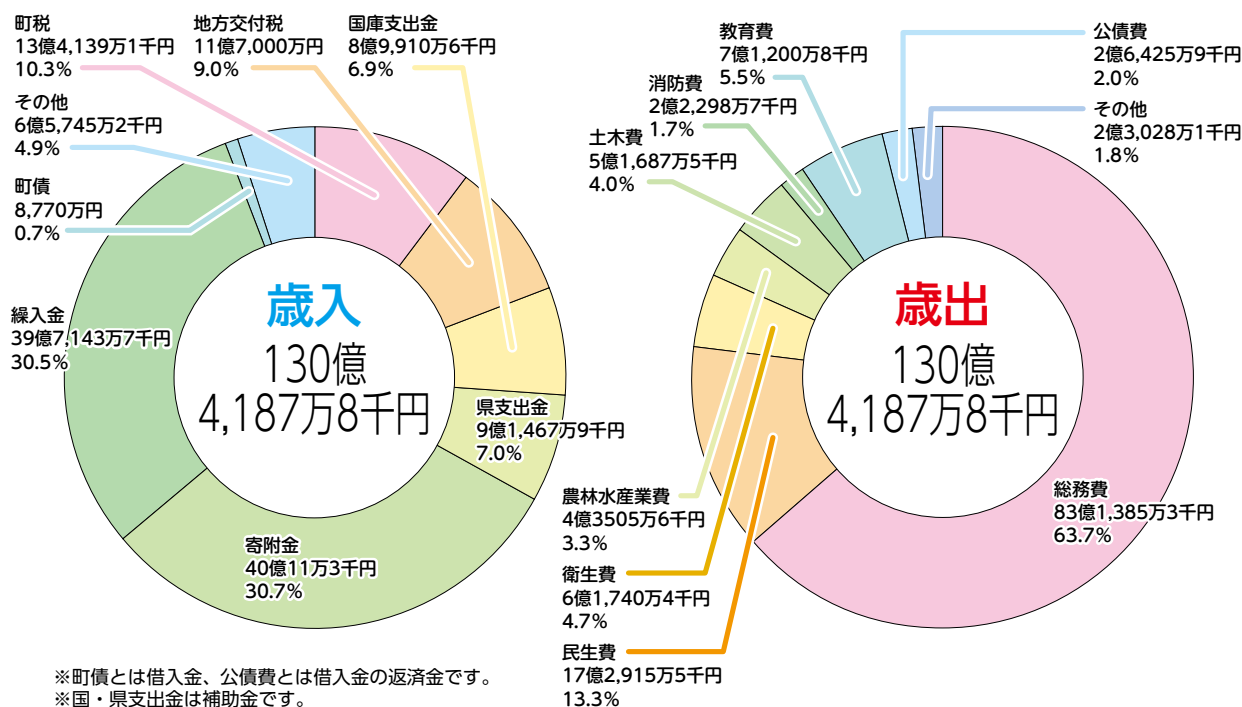
当時はまだ業務経験の
あるところはなく、利益
を地域に還元しない株式
会社ではない地域商社の
随時契約が適切。

令和6年度 補正予算

一般会計

3億4,585万9千円増額して、総額130億4,187万8千円となる。

本会期までの累計



歳入補正予算の主なもの(増額のみ)

◎財政調整基金繰入金	1億6,753万1千円
◎重点支援地方交付金	5,132万3千円
◎ふるさと寄附金基金繰入金	4,452万4千円
◎特定防衛施設周辺整備調整交付金	2,730万2千円
◎交通安全対策(通学路緊急対策)補助金	2,049万4千円

歳出補正予算の主なもの(増額のみ)

◎定額減税補足調整給付金	9,800万円
◎地域通貨業務委託料	3,900万円
◎用地買収に伴う補償費	2,687万2千円
◎指定緊急避難場所整備委託料	2,500万円
◎住民税非課税世帯等に対する重点支援給付金	1,925万円

特別会計

農業集落排水特別会計 ※歳出予算額

1,500万円を増額し、8億2,509万6千円となる

納税証明書 全議員提出

上峰町議会議員政治倫理条例第6条には「議員は、上峰町から賦課されている税の滞納のない証明書を毎年5月31日までに議長に提出しなければならない。」と規定しています。
この規定に基づき、全議員から税の滞納のない証明書が提出されました。

国に対し 意見書を提出

少人数学級・教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

賛全
成員

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数の改善等が不可欠である。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画通りに進捗すれば、25年度に完了となる。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編成標準の引き下げについて検討をすること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員定数を改善して教員の持ち授業時数を削減し、時間外勤務手当の支給を行うこと。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を1／2に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月14日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣	岸田	文雄	様
衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
総務大臣	松本	剛明	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
文部科学大臣	盛山	正仁	様

政治資金パーティー裏金問題の再発防止等を求める意見書

政治資金パーティーに関する収入の一部が政治資金収支報告書に記載されていなかったことや、議員側にキックバックし議員側も収支報告書に記載していないことが判明した。そのため、政治資金規正法違反として立件された事案や、いわゆる裏金疑惑が指摘されている事案が連日報道され、国民の間に政治に対する不信感が広がっている。

政治資金規正法は、政治資金の収支の公開等により政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにし、政治活動の公明と公正を確保することにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。しかしながら、この法の趣旨から逸脱した政治資金の取扱いが指摘され、政治のあり方さえも問われている今回の事態は、地方議会としても看過できず、誠に遺憾と言わざるを得ない。

まず、政治倫理審査会等により自浄作用の力を発揮し、全容の徹底解明と政治に対する不信感の払しょくに取り組まなければならないことは当然であるが、政治資金の取扱いの適正化による裏金問題の抜本的な再発防止策も必要である。

よって、国におかれては、政治資金規正法の本旨に立ち返り、政治活動の自由との調和にも配慮しつつ政治資金パーティーに係る収支の透明性を確保するため、政治資金の取扱いについて、基準の明確化、収支報告書等への記載・公表の徹底その他必要な見直しを行い、今回のような事態の再発防止と政治に対する国民の理解と信頼回復に誠心誠意取り組むよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月14日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣	岸田	文雄	様
衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
総務大臣	松本	剛明	様
法務大臣	小泉	龍司	様
財務大臣	鈴木	俊一	様

上峰小学校の児童の方々が傍聴に来られました

令和6年6月11日一般質問（2日目）に、上峰小学校の6年生の児童の方々が傍聴に来られました。議場に入る際は緊張されていた様子でしたが、一般質問では真剣な表情で傍聴されておられました。後日、議会宛に丁寧な字で感想を書いていただき、各議員も拝見させていただきました。是非ともまたの傍聴をお待ちしております。



令和6年 第3回臨時会 令和6年度 上峰町一般会計補正予算 (第2号) (議案第28号)

討論

反対

江崎 文男 議員

議案第28号上峰町一般会計補正予算書、この中身につきましては、議案第29号の質疑で申し上げたとおり、今回の下水道の予算については反対の立場である。よって、一般会計に計上されている農業集落排水特別会計出資金1,500万円についても反対する。

賛成

吉田 豊 議員

先ほどの反対で、29号に関連したところが含まれているので、総合的に判断して、私は賛成の立場で意見を申し上げる。

先ほどの質疑の中で、執行部の答弁を総合的に判断すると、反対意見としては、開発区域は単独で污水处理をすべきだという意見だが、執行部の答弁では、地域振興施設の中の大儀は避難所とトイレを公共で所有すべき

であるという町長の認識から予算の提案がされている。

南海トラフ等の大地震とか、そういうものを考慮すると、町民に安全・安心を供与する立場を考えると、下水処理能力も試算上は許容範囲内でもあり、何ら危惧するものはなく、これは速やかに進めるべき内容であるものと考えている。よって私は賛成する。

令和6年 第3回臨時会 上峰町農業集落排水特別会計補正予算 (第1号) (議案第29号)

討論

反対

江崎 文男 議員

議案第29号令和6年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について、反対の立場で討論に参加する。

工事請負費1,200万円は、実施設計をしないで、今回予算計上されていることに疑問を投げかける。また、その答弁についても積算根拠等が曖昧である。坊所処理場に中心市街地の簡易パーキングを繋ぎ込むことは、処理能力から見ても非常に危険が伴うと感じている。よって、簡易パーキングを坊所処理場へ繋ぎ込む予算である議案第29号は反対する。

賛成

蔵戸 新 議員

私は賛成の立場で討論に参加する。

賛成の理由として、第一に、この簡易PAは防災拠点として機能する点

である。つまり、この受益者となるのは町民である。よってこの施設は町が所有すべきものとして整理されていると理解した。受益者が町民であるため当然町が負担すべきと思う、この支出は合理的と判断した。また、処理能力については、土地改良連合会など専門的な知見を有する組織の意見を取り入れて判断したとのことで、これについても合理的判断と感じたため、賛成する。

反対

大川 徹也 議員

議案第29号令和6年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、反対の討論する。

中心市街地における下水道の在り方は、下水処理能力や、その後の費用負担に関わってくる重大な問題である。ゆえに、中心市街地内において計画されている各開発工事の下水計画の全体像が示された上で審議すべき重大な案件だと考えている。

よってこの順番で審議すべきものと思っているので、今回の案については反対する。

賛成

鈴木 千春 議員

私は賛成の立場で討論に参加する。中心市街地活性化事業の農業集落排水に関する工事の件で、この度、執行部が判断した理由は次の3点。1点目は、許容量ではなく、流量で判断すべきとの回答を土改連に確認している点。2点目は中心市街地活性化事業については、町と民間企業が存在する観点から公民分担として町が支出する。他の事例でも公が支出していることが多い旨の答弁があった。3点目は、埋設工事の工事請負費の中に、今回許容量のバッファに近いこともあり、ポンプ等の改修計画も概算ではあるが、計上されている点。以上3点から、私は本議案は原案どおり可決すべきと判断した。

反対

原 直弘 議員

中心市街地開発の各施設の詳細計画が決まっていない状況においては、既存の下水処理場を利用する場合と開発地内で下水処理場を一体的に造る場合との比較検討をするべきと考えるので、この議案については反対する。

賛成

寺崎 太彦 議員

議案第29号令和6年度農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論する。中心市街地活性化事業、この中の簡易パーキング事業は、公民連携を図っていく中で、区分所有が決まり、またここに防災拠点を持たせるということで役割分担ができたと理解し、流量に関しては土改連と相談し確認ができた。以上

の点で私は賛成をしたと思う。

反対

吉富 隆 議員

議案第29号令和6年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）実施設計書の関連については、私は、今から設計の段階であり、工事費用の予算計上はありえないので、反対をする。

賛成

石橋 信 議員

私は賛成の立場で討論する。執行部はいろんな観点から説明がなされた。設計開発委託料に関しても配管工事の説明が入っていた。大まかな算出根拠はであり、工事についても土改連の農業集落排水のいろんな経験、知識をお持ちの方々が算出され判断されている。ま

た防災拠点として、町民の皆様が安全・安心に避難できる施設として今後利用される安全な町づくりの前進になると思っているので賛成する。

一般質問

そこが聞きたい!!

令和6年 第2回定例会(6月)

6月定例会にて一般質問に登壇した議員は9名となります。通告の質問事項は、下記の通りとなりますが、議会の様子も編集後にホームページで掲載されますので、あわせてご覧ください。

No.	議員	質問事項 (○印が記事になっております)	頁
1	 大川徹也議員	①町長の一般社団法人理事就任の問題について 2 令和6年3月定例議会で尋ねた、ふるさと返礼品の鰻について	P.11
2	 吉田豊議員	①定額減税 ②空き家対策 ③農業振興 4 町道の維持管理	P.12
3	 原直弘議員	①安全・安心なまちづくりについて ②町長の一般社団法人理事就任の件について	P.13
4	 寺崎太彦議員	①地域振興策について ②災害対策について 3 健康対策について	P.14
5	 石橋信議員	①土砂、水害対策について ②安全・安心な町づくりについて ③農業振興について	P.15
6	 蔵戸新議員	①農業振興について ②地域通貨事業について ③中学校入学者への支援について	P.16
7	 江崎文男議員	①一般社団法人への出資金について ②農業集落排水事業について 3 「SAGA2024国スポ・全障スポ」について	P.17
8	 古富隆議員	①上峰町中心市街地活性化事業について ②ふるさと納税関連事業について ③養鰻場について	P.18
9	 鈴木千春議員	①地域通貨「mineca」の活用について ②中心市街地活性化事業の進捗について ③農業振興の取組について	P.19

一般社団法人DMO 理事就任の理由は

非営利組織で無配当・無報酬で問題ない

問 令和5年12月議会では行政長（町長は行政庁と主張）としてDMO手引きに基づいたものだったと答弁し、先般の3月議会では、武蔵野平個人かつ、公園管理者として入ったと答弁し、全く理由が異なっている。答弁に一貫性が見られないが。法人の理事就任理由は。

※詳しくは21ページを参照ください。

答 副町長 観光庁の指針が地域の多様な関係者（文化財、ア



大川 徹也 議員

クティブティ、交通事業者、地公体、そして、地域住民、飲食店、宿泊施設、商工業、農林漁業、公園等）を巻き込む必要性を記しているから理事に就任した。

答 町長 私自身が兼職する際、確認するポイントは、その組織が社協と同様に、非営利、無報酬、利益を得ることが法人の業務の性質上想定できないような環境にあり無配当である点。よって理事の就任は可能。

町長 町長はDMOを育てていく、牽引していくために同法人理事になったとの答弁と理解している。公園管理者になるために同法人理事に就任したという理由は12月の議会では述べていない。残念ながら町長の答弁の一貫性のなさから、その内容を素直に信じることは、また受け止めることができない。

同理事の退任理由は

公園管理者が民間に決まったため

問 同理事の期間は。

答 町長 令和4年6月10日から令和5年12月27日である。

問 退任理由は。

答 町長 公園管理者として、民間の方が実施していくと決まったので、退任した。

所感 町長はDMOを育てていく、牽引していくために同法人理事になったとの答弁と理解している。

町長 町長はDMOを育てていく、牽引していくために同法人理事になったとの答弁と理解している。公園管理者になるために同法人理事に就任したという理由は12月の議会では述べていない。残念ながら町長の答弁の一貫性のなさから、その内容を素直に信じることは、また受け止めることができない。



答 町長 12月議会は通告もなくDMO理事就任の理由を問われ、観光庁の手引に従ったことをる申し上げた。よって12月の就任理由としては答えていない。3月議会での答弁が答えだ。

兼業禁止に抵触する認識は

無報酬、無配当、非営利組織で問題ない

問 地方自治法第142条「請負人等となることの禁止」があり、その理由は地方公共団体の長は個人的な利益を得てはいけないことは当然で、それだけでなく、委託側と受託側にその長がいることにより、職務執行の公正や適正を損なうおそれがあるために、この法律が作られていると私は認識しているが。

答 町長 なので公正、適正を損なうおそれの有無の判断基準というのが高裁判決で出ている。内容は「当該法人の性格や請負契約の内容を考慮すべきであり、長に就任する前から個人の資格において法人の役員に就任している場合や、長が個人の資格において営利目的等で法人に出資している場合などは、長の職務の執行の公正、適正を損なうおそれが高いというべきである」と。

したがって今回そうした事実があればそれを指摘されるべきだ。



吉田 豊 議員

空き家等対策推進協議会の設置は

平成30年7月に設置済み

問 委員に危機管理対策監は入っているか。

答 住民課長 現時点では入っていない。

問 日本列島では、巨大地震がいつ発生するかわからないという危機的状況にあると言われている。この時に特定空き家をどう取り扱うか協議する時、危機管理対策の面から意見を出してもらう必要があるかと私は考えるが。

答 住民課長 次期改選の折には、内部で協議したい。

問 今年1月1日の能登地震でも経験したように、家屋の倒壊により道路が寸断され孤立集落が数多く発生した。上峰町においても、巨大地震の発生により、特定空き家等の倒壊により孤立集落が発生しない対策として行政代執行もあり得ると思うが、課長の見解は。

答 住民課長 管理者もわからない危険な家屋等にどう対応するのか。との問いであるが、できる限りの

の相続人等を調べ、それでも不明な場合は、所有者不明空き家として代執行なりをすることになると思う。この場合、予算措置が必要となるから、弁護士等とも相談しながら対応する。

問 危機感がない。先ず、住民の安全、安心を第一に考えて対応すべきであるが。

答 住民課長 勿論住民の皆様の生命を守るように心がけ、対策を取りたい。

問 緊急安全措置にどう対応するのか。

答 住民課長 災害、その他非常時には条例等に基づき適宜対応していく。



竹チップを活用した土壌改良を

土壌改良だけでなく肥料効果もある

問 竹チップを活用した農業振興に取り組む心構えは。

答 産業課長 破砕機の視察に行き、土壌改良材以外にも、肥料や飼料等としての活用ができる

と知った。業者による実証試験もされ、よい結果が出ていた。竹チップ事業は採算が取れないとの回答

を出していたが、住民サービスとして取り組める事業スキームが形成できるか確認したい。

要望 竹の気孔を微生物が住みかとして活用させるのが目的であり、肥料効果までは期待していない。デモ機による町内での実演を早く実施するよう要望する。

定額減税の種類と方法は

所得税及び個人住民税が減税される

問 どのような方法で減税されるのか。

答 税務課長 令和6年分の所得税一人30,000円、個人住民税一人10,000円が定額減税される。また方法について

では個人住民税は、所得割額が課税されている納税義務者の人々へ定額減税分が算入された納税通知書及び納付書を送付している。

問 自営業者や農業者について今一度説明を。

答 税務課長 自営業者、農業者の所得税分については確定申告の時期まで減税をするすべがないので確定申告の時期に精算される。



通学路の安全確保の対策は

関係機関と協議する

問 通学路の安全確保について早急な対策をお願いしていたが、まだ危険な通学路が多く見受けられる。子どもたちに危険が及ぶことが予測されるにもかかわらず、いつまでも改善されないのは問題である。

答 教委事務局長

今後の計画として、通学路に路側帯のカラー舗装、ハンパ、狭さく用のラバーポール設置の計画を総務課及び建設課と協議する。

問 スクールゾーン内の危険を訴えてから2年ほどになるが、この2年間の進捗があまりなかった状況を考えると、今後は関係機関への要望等ではなく教育行政が主体となったほうがより早く施工できると思うが。

答 教委事務局長

路線の一部については、総務課が進めている「ゾーン30プラス」で補っていると考えている。

兼業禁止規定の抵触について

非営利組織で無報酬、無配当で問題ない

問 一般社団法人の理事就任において法で定める町長の兼業禁止規定の抵触について尋ねる。

答 町長 この法律は、営利的関係を有する立場から隔離し長が個人的利益を得ることを禁止する法律で、判例によると、長の職務執行の公正、適性を損なうおそれの有無の判断要件は法人の性格や請負契約内容、あるいは就任する前から個人的な資格において

て法人の役員に就任していた場合や個人の資格において営利的目的で法人に出資している場合が基準とされる。そのいずれでもない。

問 当該法人の令和5年3月31日現在の利益剰余金が約1億5,600万円である。非営利団体であれば剰余金は0に近づくべきと思うが。

答 町長 法律家によると、営利的関係法人とはビジネスで

得た利益を特定の構成員、社員や株主に分配することを目的とした関係の法人。非営利法人というのは、定款等で非営利性、構成員の利益分配を目的としていないことが徹底されている法人。当該一般社団法人は無配当、無報酬、定款の目的欄に共益的活動を行うということが確認がされている。

問 私が知る限り当該法人の収入は、ふるさと納税の委託業務以外に大きな収入はないので、町から当該委託業務を一括受注する当該法人の

利益剰余金が1億5,600万円もあるということは、当該委託料が過大に積算されているおそれがあることから、町長の職務執行の公正、適正を損なっているのではないか。

答 町長 非営利組織であれど利益剰余金は発生する。私が申し上げているのは、長の個人的な利益をを図ることを防止するのが兼業禁止規定の規範であり、無配当、無報酬を条件に理事として就任をしてきた。判例では原告棄却されている。

ユニバーサルデザイン化の実施状況は

様々な取り組みを実施

問 行政活動の基本となる「上峰まちづくりプラン」では、全ての町民が不自由なく安全安心して生活できる環境づくりに向けユニバーサル

デザイン化の推進を掲げているが、その実施状況は。

答 総務課長 公共施設では段差の解消やスロープの設置、トイレの洋式化等の

実施をしている。また、国スポ・全障スポに合わせ県が県道の歩道に視覚障がい者用誘導ブロック（以下「誘導ブロック」という。）の設置をしている。

問 県道と同時期に行われた庁舎周辺の歩道改修工事では、

誘導ブロックの設置が行われていない。町の考えはユニバーサルデザイン化に基づいたものでないのか。

答 総務課長 誘導ブロックは県道に設置されるものという考えに基づいており、町では段差の解消を行った。

原 直弘 議員

一般質問



寺崎 太彦 議員

ブランディング事業の計画は

「カゼマチ」をブランド化する

問 地域ブランディング事業は、ショートムービー、アニメ「鎮西八郎為朝」が作られ、かなり好評であった。今後の展開はどのようなことを考えているのか。

答 政策課長 中心市街地のエリアを「カゼマチ」という名称で、プロモーションしていく「カゼマチ」という街区そのものをブランド化する取り組みをしたい。これまでいろいろブランディング事業を展開してきたが、関

八郎の教育読本を作って、子ども達に教えていくことも必要と思っているが。

答 教育長 アニメ鎮西八郎の英訳への試みは、学校の子どもたちから要望が上がっている。小・中学校の修学旅行で外国人と出会うので、子ども達から声をかけて上峰町や為朝のクリアファイルを持ったり、子ども達が作った上峰町のパンフレットを持って、外国人と英語で交流している。今年度は、アニメの英語版が欲しいと子ども達から要望が上がってきている。これが定着すれば、ほかの学年にも波及していくので英語というツールを使いながら、鎮西八郎についても深く学んでいけると思っている。

調整池整備について

継続的に調査検討

的に調査し、検討していく。

問 災害対策として、下津毛水辺環境施設への調整池整備は。

答 建設課長 現在流入している水量が、大雨のときにどれぐらいの水量がどこから流れ込んでいて、どれぐらいの貯水があるか、現状の確認が必要で、継続

消防活動安全靴の支給は

近隣町と同様

問 消防団の待遇改善ということ、消防詰所や消防服の更新があったが、靴は各部で買わなければならなかったが。

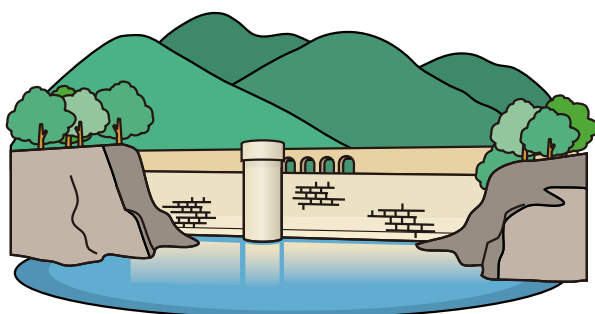
答 総務課長 靴はサイズや使用頻度から返却が難しいので各部で購入をしている。

る。また、近隣町も同様だと確認した。

問 消防団1人当たり500円で、消防庁は、手当等の支給の見直しを言われているが。

答 総務課長 令和3年4月13日付の国

からの通達により、消防団員の処遇改善及び新入団員の報酬等の基準が作成された。そこについては、今後も検討していきたいと思う。



町内のため池に対する 取組の進捗は

11箇所中4箇所評価を実施

問 北部地区のため池は重要度がある。

潮の満ち引きは自然の力で調整できないが、ため池を活用し上流から下流へ流す流量を抑制することで大字江迎、前牟田、坊所地区一部の水位が急速に上がらないのでは。設備面での協力を県・国にできないのか。

答 産業課長 将来に向けた設備の整備等について国・県に要望はできると思う。

問 ため池から下流の河川までの間は、産業課や土地改良区で管轄が部分的に分かれている。全て産業課で一括管理できないか。

答 産業課長 町が管理しているものは町の中で一本化はできと思う。

要望 近隣の自治体も一本化されている。

町民の皆様の意見を1部門で吸い上げて維持管理を行うよう検討をお願いする。

町道路面凹凸箇所等整備計画は

令和10年度までの5か年の計画を策定

問 北部地区はまだ舗装されていない農道等がある。町内の道は、私道以外は町が維持管理し、農道は農業者が使うから土地改良区が管理ではなく、町の道として窓口を一本にできないか。

答 建設課長 先を見据えての整備を行い、また要望等を考慮し維持管理を行っていく。

答 建設課長 先を見据えての整備を行い、また要望等を考慮し維持管理を行っていく。

問 ゾーン30及び通学路について今年度の取組は。

答 総務課長 ゾーン30プラス整備計画

町内上下水道の維持管理は

上水道は計画的に、下水道は包括的に委託

問 上下水道は地域エンジニアごとにメンテナンスが随時行われているのか。

答 住民課長 上水道は東部水道企業団において管内全体の老朽管布設替え工事等を計画的に行っている。

問 下水道管の寿命は50〜60年程度とされている。備える必要性があるのでは。

答 建設課長 現在全国的にも行われている。今後動向を見ながら行いたい。

を今年度策定し、国のほうに提出をする予定。

答 教委事務局長 通学路の危険な場所対策を練っていく。

問 町長に尋ねる。農業に関することは産業課、町内の道路は建設課とそれぞれの窓口を一本化にできないか。

安全な農作業へ法面草刈作業改善は

危険箇所の芝植付は作業改善になる

問 就任されて日が浅いが農家の皆様と一緒に視察し、どのように感じたのか。

答 副町長 長期的に見ると大変有効と感じる。定着するまでの期間除草剤の投資部分が課題に感じ

問 農業支援とし除草剤、集落を守る集落支援員の協力はできないか。

答 産業課長 除草剤の助成は多面的事業での活用をお願いする。集落支援員は集落の支援での形で問題ないと思う。

答 町長 ため池についても町民に影響のある防災上対応はしなければならない。

道路についても法定公共物とか考え方で区分しづらいものもある。自治体事例をしっかりと調べて対応の必要はあると考える。



石橋 信 議員



蔵戸 新 議員

中学校入学者への支援拡充は

他市町の事例を参考に検討

問 入学祝金の支給対象を中学校入学者も対象とする考えは。

できるだけ、急ぎ検討していきたい。

答 教委事務局長 県内では、中学校の入学祝金は1町で支給されており、中学校入学祝金については、今後、他市町の事例を参考にしながら検討したい。

問 入学祝金拡充のスケジュールは。

答 教育長 近年の物価高騰の影響もあり、家計負担軽減を通じて子育てしやすい環境を整備したい。来年度に向けて実施



ミネ力は病院等で利用可能か

今後病院に加盟募集する

問 ミネ力の利用状況と加盟店の募集状況は。

答 産業課長 現在45店舗で利用可能となっており、チャージ事業におけるポイントは99%以上使用されている。

問 医療、薬局、福祉、行政サービスにおいても利用可能か。

答 産業課長 病院、薬局等医療サービス及び福祉サービスでの利用については、当該事業所が当地地域通貨が使用可能であれば利用可能と思われる。行政サービスにおいても、町の条例、規則等で問題がなければ利用可能と考えられる。

問 現在、医療サービスでは整骨院が1

件のみであり、薬局等もない。今一度この病院、薬局等にも拡充をしていただきたいが、募集強化についての今後の展望は。

答 産業課長 今までは商工会や小売店等については加入促進していたが、病院等に対してはアプローチしていなかった。一度病院等に照会と募集を掛けていきたい。

問 ミネ力加入にあたり、事業者の負担軽減や補助、援助はしているのか。

答 産業課長 事業者に対してはミネ力決済をするための端末を無償貸出ししている。

荒廃農地の管理と対策は

所有者の意向を確認

問 これ以上荒廃農地を増やさないための対策は。

答 産業課長 毎年農業委員会において農地パトロールを実施し、所有者へ利用状況調査を行い、農地利用を促している。

問 意向調査の回答率は。

答 産業課長 概ね8割から9割の回答がある。

問 回答がない場合は荒れたままにするのか、一時的な行政代執行など荒れた状態を解消しないのか。

答 産業課長 公費負担で行うことは難しいと思う。



イノシシに荒らされた荒廃農地

問 集落支援員を活用して地元と連携して草刈りや整備などできるのではないか。

答 産業課長 所有者の整理等が解決できれば可能とは思いますが、法的にどのような形になっているのか弁護士とも協議して考えたい。

一般社団法人への出資金はあったか

町からの出資金はない

問 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第132条による農泊基金の募集時期と内容は、

答 町長 法132条に記載されている基金

※詳しくは21ページをご参照ください。

問 一般社団法人の理事を退任された時期は、

答 町長 就任は令和4年6月10日で、退任の時期は令和5年12月27日。

中心市街地の汚水計画は

人口変動を加味して
公共施設は農集排へ

問 簡易パーキングエリア内の指定緊急避難場所の汚水を農集排の坊所処理区へ繋ぎ込む計画だが、坊所処理区の今後の新規加入の方針は、

答 建設課長 簡易パーキングのうち、駐車場及び24時間トイレについては、災害時に必要な防災機能施設となるので、災害時に対応できる体制を整え、かつ非

常時においても早期の復旧が見込める農集排に接続する必要と判断し、接続する計画人口は445人で、接続後受け入れ可能人口は702人。今後の新規加入の方針は、従前どおり、接続可能人口の中で、接続可能な施設について受け入れる方針は変えず、排水流入人口の増加を注視しながら、管路や処理場の機械類の老朽化等に細心の注意を払い、必要であれば、機能強化事業としての補助事業を活用して維持管理コストの低減や処理計画人口の見直しを図りながら、事業運営を行っていく。

問 あと余裕が702人、3人家族とすれば、234世帯の余裕があるということだが、あなたは新規加入だけを考えているのか。事業当初に加入されて、未だ繋ぎ込みをされていない人がいる。あと何件繋ぎ込みをされていないか。

答 建設課長 令和5年3月末現在で、坊所処理区においては、一般家庭の加入件数1,434件のうち供用件数1,247件、差し引き187件。事業所等は、加入件数108件のうち供用件数78件、差し引き30件となっている。

問 187件の一般家庭、30件の事業所等、この217件は負担金を払われて権利を持った人。3人家族とすると、約651人になり、先ほど言われた702人に対し、50人の余裕

問 アリーナ(体育館等)も農集排へ繋ぎ込むのか。

答 町長 そうすべき。体育館は避難所であり所有は町。

答 政策課長 事業予定地は社会資本整備総合交付金の中における都市防災事業の採択を受けており、防災拠点という形で設け、指定緊急避難場所になる。これは町のほうが実施主体としてやらなきゃいけない。

公共施設。確実に人口が減ってくる予測推計。切通処理場は受入れ可能人口843で(土改連試算で)十分足る。もっと言えば、現在の(坊所処理区)の体育館は失われ、十分処理できると判断している。現在、公の農集排に接続している公共施設を、公の浄化槽に接続し(民間の農集排に接続しない理屈が逆に見当たらない。



江崎 文男 議員

問 あと余裕が702人、3人家族とすれば、234世帯の余裕があるということだが、あなたは新規加入だけを考えているのか。事業当初に加入されて、未だ繋ぎ込みをされていない人がいる。あと何件繋ぎ込みをされていないか。



坊所処理区内の宅地造成



坊所処理場



切通処理場



吉富 隆 議員

ふるさと納税の進捗は

昨年度はおよそ75億円

問 ふるさと納税関連事業について、ふるさと納税の進捗状況について。

答 政策課長 昨年度の寄付件数は、およそ54万6,000件で、金額では75億4,000万円であった。今年度も引き続き制度を取り巻く周辺環境、社会変動要因、寄附者の動向、これに鑑みつつも、プレイヤーとしてルールに沿って戦略的にふるさと納税に取り組んでいきたいと思う。

問 ふるさと納税関連事業については、

町民もまた、多くの期待をもっている。是非とも町長をはじめとして、スタッフの所管課、事業主との連携を深めていただき、法に触れない程度で頑張ってもらいたい。

答 政策課長 令和6年度の状況について、まだ集計中であり、集計が出てき次第報告をする。

中心市街地工事進捗は

建築作業に着手

問 上峰町中心市街地活性化事業について工事の進捗は。

答 政策課長 事業予定地現場を見ると、お分かりのように、造成も進捗しており、建築作業に着手している。

問 町として、今後の計画については。

答 町長 大きな枠組みとしては、交流拠点を整えて、かつ定住促進につながるような、仕組みをつくる必要がある。さらに、生活支援機能とセットにし定住促進住宅が必要だと思う。また子ども家庭総合支援センター、子ども包括支援センター、重層的支援体制、あるいは、地域包括支援センターを

移動させながら、このエリアに様々な、お年寄りから子どもまで通う環境を作り、長くアクティビティが生まれるような場所の創出に向けて、現在考えられている。

要望 最高責任者である町長の言葉として受け止めた。活性化事業については、町長の計画として、是非とも町長の手で最後までやり遂げていただきたいことを強く要望する。

養鰻場の進捗状況は

安定して出荷されている

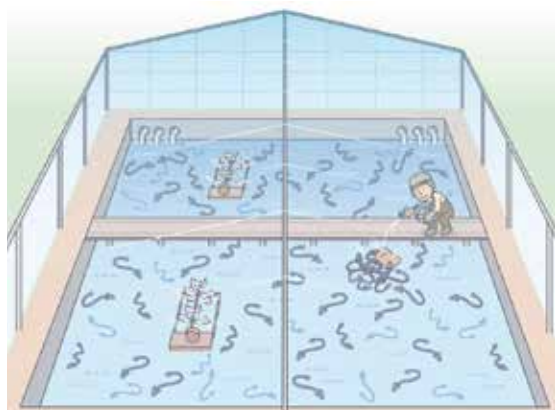
問 養鰻場について進捗状況は。

答 産業課長 合同会社つばき町づくりプロジェクトが、実施している養鰻プロジェクトについては、現在養鰻場の施設が完成し、養鰻出荷体制の構築が完了してクラウドファンディングをしてきた方への返礼品として順次安定して出荷されている。

返礼品として出荷が行われ、ウナギの養鰻加工などのノウハウを蓄積して、高品質、高付加価値の商品を開発することにより新たな、事業展開を図っていくと聞き及んでいる。

問 今後の計画について。

答 産業課長 今後としては、引き続きクラウドファンディングで寄附を集め



簡易PAの進捗とスケジュールは

年度内に完成形の登録を行う

問 簡易パーキングエリア（以下「簡易PA」という。）の進捗は。

答 政策課長 簡易PAについては現在着工しており、徐々に視覚化されてきたと思う。年度内の登録を目途に、国に対し完成形の登録に向けた手続きを行っている。

問 令和7年3月オープンを予定している旨の報道があったが、簡易PAの構成要素は。

答 政策課長 情報発信施設、24時間のトイレ、駐車場の3施設が要件。加えて飲食店や物販などの地域振興施設。

問 簡易PAの避難所としての機能について、想定されている受入数や機能は。

答 政策課長 当該簡易PAにおいては、町民のみならず、交通往来者にも対応していくことを想定している。150台ほどの車両を受け入れられるスペースをエリ

アに配置する予定。有事の際には駐車場の区画線を度外視することとそれ以上の確保が可能。竣工後においては、指定緊急避難場所としての指定をすることとしており、幹線道路として、佐賀県の東西を貫く国道34号に隣接していること、陸上自衛隊日達原駐屯地にも近接している地の利に鑑み、被災地への物資の荷さばき場としての稼働も視野に入れている。

また、地域振興施設には飲食店も立ち並ぶため、炊き出しの際の食料調達も比較的に容易になることに加え、備蓄倉庫の配備、災害時における72時間稼働するトイレなど、防災機能として付加する。なお、当該簡易PAだけでなく、開発事

地域通貨アプリの通知機能拡張の考えは

今後企業に確認をしたい

問 地域通貨アプリ「chirica」の登録者数は。

答 産業課長 5月末時点で1,099名。

問 地域通貨におけるポイントの使用期限について、通知機能拡張の考えは。

答 産業課長 事業者が運営するシステムを使用している状況

況である関係上、町の考えだけで仕様変更は難しいと考える。

問 「mineca」のデータベースには項目として使用期限を当然持っており、本日の日付と比較して特定の日数を切ったタイミングで通知することは、技術的には可能であると考

える。なので、こちらはシステムを開発しているベンダーや企業の人に確認いただきたいが。

答 産業課長 以前、通知機能の使い方や町の情報の通知については確認したが、使用期限の通知については確認していない。今後確認をしたいと思う。

有機農業推進協議会の設立は

令和6年5月に設立

問 有機農業推進に伴う協議会設立は。

答 産業課長 令和6年5月23日に設立総会を開催し、みやき上峰有機農業推進協議会が設立した。

問 参加者を増やすにあたり先進事例

（糸状菌を用いた農法）などを生産者や消費者にまずは知ってもらうことが入り口だと思うが。

答 産業課長 協議会の中で確認していきたい。



鈴木 千春 議員

副町長就任のご挨拶



皆さん、はじめまして。
この度、上峰町副町長を拝命いたしました戸高大輔（とだかだいすけ）と申します。

生まれは宮崎県高千穂町、現在49歳です。幼少の頃は、父親が公務員でしたので転校することが多く、高校時代は長崎西高校で文武両道に励み、大学は横浜国立大学へ進学し経済学を専攻しました。

高校から社会人と、上手ではないのですがバレーボールを続けていました。最近めっきり体が丸くなってきましたので、どこかの機会で皆さんとプレーできたらと思っています。また、どのスポーツでも熱心に取り組む姿には思わず応援したくなります。

本年、開催されるSAGA2024国スポ・全障スポの種目はとても楽しみです。競技に参加される選手やスタッフの皆さんには、ぜひ頑張って欲しいなと思っています。

最近あまり遠方までは行けてないですが、山々を散策したり、自然を眺めて触れることも大好きです。4月に行われた第9回上峰町つばきの森トレイルでは、

『かみみね為朝ウォーク』に参加しました。新緑の鎮西山をゆっくり登り景色を眺めながら、果敢に挑む選手の皆さんに声援を送りました。会場で振舞われた豚汁もとても美味しかったです。

ありがとうございました。

来年は、競技エントリーできるようにがんばってみたいと思っています。

前職は、上峰町社会福祉協議会で高齢者の皆さんの福祉や、生活困窮の方々への支援に従事させていただきました。上峰町の福祉を通して、多くの町民の方とお会いし、たくさんのお気持ちや意見に触れながら、暮らしの下支えに携わらせていただいていたと感じています。

都紀女加王墓や源為朝伝説の深い歴史が残り、鎮西山の豊かな自然を持つ上峰町に愛着を感じています。そして、中心市街地では新しい取り組みが始まりました。優れた歴史と新しい風が共存する上峰町の変革の時です。皆さんとともに、町づくりに携わらせていただくことをとても光栄に感じています。

いままで培った経験と知識を活かし、『温故知新』の心で、組織や枠を超えた働きかけを牽引していきたいと思っています。

皆さんどうぞよろしくお願いいたします。



今月号の表紙につきまして

令和6年7月28日（日）に開催されます佐賀県操法大会に向け、上峰町消防団の方々が操法訓練をされており、表紙の写真はその様子となります。業務終了後に連日、練習を重ね訓練に励んでおられました。大会ではこれまでの練習の成果を存分に発揮いただけたと思います。



用語の説明

行政庁 …行政の担い手である行政主体（行政を行う権利と義務をもつ団体のこと）のうち、行政の意思を決定し、それを国民等の外部に表示する権限を有する機関のこと。国民に命令してその権利義務を決定したり、行政主体のための契約を締結するために相手方に対して意思表示をする権限をもつ行政機関のこと。具体的には、行政組織の長（特定の事務では組織の長ではないが専門知識をもった職員であることもある。）が行政庁とされる。

行政府の長 …内閣を司る内閣総理大臣のこと。

法律第132条…一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第
（募集事項の決定）

百三十二条 一般社団法人は、前条の募集をしようとするときは、その都度、次に掲げる事項（以下この款において「募集事項」という。）を定めなければならない。

一募集に係る基金の総額

二金銭以外の財産を抛出の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及びその価額

三基金の抛出に係る金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

2 設立時社員は、募集事項を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。

地方自治法第142条

…普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

公正、適正を損なう恐れの有無の判断（高裁判決）

…文献番号：28091447

判決／東京高等裁判所（第一審）

裁判年月日：平成15年12月25日

事件番号：平成15年（行ケ）第395号

事件名：選挙執行請求事件

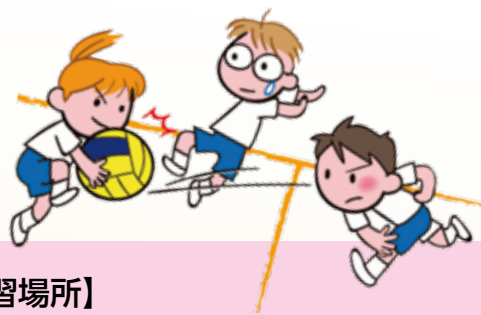
新しい発見!

クラブ の紹介

「上峰ドリームキッズ」



上峰ドリームキッズは小学1年生から6年生を対象にしたドッジボールのチームです。学童五輪では、上位入賞を果たし佐賀県代表として九州大会にも出場しました。また、ふれあいの森フェスタやデモスポなど町のイベントにもチームで参加するなど和気あいあいと活動しています。初心者も大歓迎です。興味のある方はぜひ一度見学に来てください。



【練習場所】

体育センター

【練習日】

第2、第4水曜日 18:00～20:00
毎週木曜日 18:00～20:00
毎週土曜日 13:00～16:00

問い合わせ

☎080-7989-7218 (野田智和)



議会だより 広報編集委員会

委員長 鈴木 千春
副委員長 吉田 豊
委員 江崎 文男
委員 石橋 新
委員 蔵戸 新

梅雨時期に入り、線状降水帯に伴う大雨警報等が何度か発令されております。皆様、安全を第一に冷静かつ迅速な判断をお心掛けいただきますようお願い申し上げます。

早いもので今年も、折り返しの7月となりました。秋にはスポーツを通じて、多世代の方々と交流ができることを楽しみにしております。特に今年はSAGA2024国スポ・全障スポが開催されます。上峰町では、6月にデモンストレーション競技として「ジャッフルボード」と「クッピン」が開催されました。10月には正式競技として「ソフトボール(少年男子)」と全障スポ正式競技の「フットソフトボール」が開催されます。昭和51年の若楠国体以来、約50年ぶりに佐賀県で国スポ・全障スポが開催されますので、是非競技の応援に足をお運びいただければと思います。(鈴木)

あとがき

議会を傍聴してみませんか

毎回、町民の皆さまに議会を傍聴していただき、ありがとうございます。

次回の定例会の会期は、8月30日(金)から9月13日(金)までを予定しています。

一般質問は9月2日(月)及び3日(火)の予定です。

行事への参加 4月～6月

4月11日 上峰小学校入学式
上峰中学校入学式
4月21日 消防団入退団式
5月14日
上峰町ボランティアの集い